

事業の名称	事業実施基準及び助成金交付基準等																			
10. 福祉資金 貸付事業	<p>1. 事業の目的</p> <p>生計困難で他から援助を受けることができないことにより資金を必要とする者に、必要な資金の貸付を行なうことにより、その世帯の自立更生の支援を目的とする。</p> <p>2. 事業の対象者</p> <p>本市在住1年以上であって、独立の生計を営むもので、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 生計困難で他から援助を受けることができない状態にあり、この資金を貸し付けることにより自立の見通しのある者(1号対象者)</p> <p>(2) 冠婚葬祭、疾病等により一時的費用の支出困難な者(2号対象者)</p> <p>(3) その他会長が必要と認める者(3号対象者)</p> <p>3. 事業の内容</p> <p>前「2. 事業の対象者」の各号対象者の貸付限度額等は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="352 1064 1406 1254"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>貸付限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>貸付利息</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号対象者</td> <td>10万円</td> <td>6箇月</td> <td>12箇月</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>2号及び3号対象者</td> <td>20万円</td> <td>6箇月</td> <td>24箇月</td> <td>無利子</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 貸付制限</p> <p>既にこの資金の貸付けを受けている者には、その償還が完了しない間は貸付けをすることはできない。</p> <p>4. 貸付方法等</p> <p>(1) この資金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書(自立様式1-10(資金1号))に必要事項を記載し、会長に提出するものとする。</p> <p>(2) 申請者は、次のすべての条件を満たす保証人を1人つけなければならない。</p> <p>① 保証人は、前年度の市民税所得割額の被課税者であり、かつこれを完納していなければならない。</p> <p>② 保証人は、本市在住1年以上で成人に達した信望のある者でなければな</p>					区 分	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息	1号対象者	10万円	6箇月	12箇月	無利子	2号及び3号対象者	20万円	6箇月	24箇月	無利子
区 分	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息																
1号対象者	10万円	6箇月	12箇月	無利子																
2号及び3号対象者	20万円	6箇月	24箇月	無利子																

らない。ただし、同居の家族は保証人となることができない。

(3) 保証人は、申請者が償還を怠った時は、申請者に代わって償還の責を負うものとする。

(4) 貸付の決定

会長は貸付の申請を受けたときは、担当民生委員児童委員の意見を聴き（自立様式1-10（資金2号））、別に定める貸付審査会の審議に諮り貸付可否の決定を行い申請者に通知（自立様式1-10（資金3号））するものとする。

(5) 期間内返還

資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が、資金を貸付の目的以外に使用したときは、貸付期間内であっても貸付金の全部又は一部を一時に返還させるものとする。

(6) 届出義務

借受人は市外に住所を移転したときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(7) 償還方法

貸付金の償還は、元金均等月賦償還とする。ただし、繰上償還できるものとする。

(8) 緊急対応

生計困難者で緊急かつ一時的に少額な生活資金の早期貸付を要すると認められた場合は、市社会福祉事務所と相談のうえ前(2)、(4)及び「2. 事業の対象者」の規定に関わらず3万円を上限に貸付することができるものとする。この場合においては、民生委員児童委員に速やかに連絡し、償還指導等必要な調整を行うものとする。

(9) その他

申請者（保証人を含む。）は、資金の貸付を受けるときに、福祉資金借用書（自立様式1-10（資金4号））を会長に提出しなければならない。